

議案第1号

勝山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

勝山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例(昭和30年勝山市条例第31号)の一部を次のように改正する。

令和2年5月29日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

新型コロナウイルス感染症対策に係る措置として、議会議員、市長、副市長及び教育長の令和2年6月支給の期末手当を減額するため、此案を提出する。

勝山市条例第　号

勝山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

勝山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例(昭和30年勝山市条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
附 則 (新設)	附 則 <u>12 令和2年6月に支給する議会議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の額は、第2条の2第2項及び第3条第3項の規定にかかわらず、当該各項に規定する額からその額の100分の20に相当する額を減じて得た額とする。</u>

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。